

令和7年6月定例会 経済文教委員会委員長報告

24番 黒沢 清一でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第67号 令和7年度長野市一般会計補正予算、歳出、第7款 商工観光費、第2項 観光費のうちインバウンド誘客・受入環境整備事業について申し上げます。

先月の訪日外国人観光客数は、推計値が約369万人となり、5月としては過去最高を記録しました。本市におきましても、特に戸隠地区において外国人観光客の増加が顕著となっており、過度な混雑やマナー違反、地域住民の生活への影響といった問題が生じています。

こうした状況を踏まえ、本事業では、戸隠地区におけるオーバーツーリズム対策の一環として、外国人観光客の分散化を図るライナーバスの試験運行のほか、観光案内板の改修・設置に向けた調査や計画策定などが予定されています。

つきましては、引き続き、来訪者が満足できる観光体験を提供するとともに、調査・研究を通して、効果的な誘客と先ほどの諸課題に適切に対処し得る受入環境整備の両立を図っていくことを要望いたしました。

次に、教育委員会の所管事項について申し上げます。

公民館・交流センターの予約システムについてであります。

本市では、令和8年3月から、スマートフォンやパソコンを使って、公民館・交流センターの使用申請ができるシステムの導入を予定しています。

現在は、利用者が使用を希望する施設の窓口へ出向き、紙による申請書を提出していますが、システム導入後は学習活動団体として事前登録があれば出向く必要がなく、また、市内全公民館・交流センターの使用申請が可能となり、空室状況の照会も簡単にできるようになります。

一方で、スマートフォンやパソコンを使用せず、今までどおり窓口で申請される方がいることも想定されることから、システム導入後も窓口での申請受付を継続して行うとのことです。

つきましては、利用者それぞれの事情やニーズに応じ、システムによる申請と紙による申請を並行して取り扱う中で、双方の間に優劣が生じないように、誰もが使いやすい運用方法を検討していくよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第9号 米価の抑制及び米の安定供給を求める請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年6月定例会 建設企業委員会委員長報告

22番 金沢 敦志でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

建設企業委員会に付託されました5件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

都市整備部の所管事項について、2点申し上げます。

初めに、ペットと過ごせる公園の拡充についてであります。

長野市こども“のびのび”ビジョンに掲げる三つの取組の中の、「公園の機能の充実」に位置づけ実施した、犀川第2緑地内でのドッグランの整備と、現状市内に八つある犬の散歩ができる公園に松代桜つつみ公園を追加することについて説明がありました。

時代の要請に合わせ、ペットと散歩できる公園などが増えることは望ましいことですが、今後も引き続き動物が苦手な方にも配慮し、飼い主のマナー向上の啓発を行うとともに、地元合意を十分に得た上で進めていくよう要望いたしました。

次に、中心市街地の活性化についてであります。

現在、取り組まれている事業のうち、遊休不動産活用事業については、中心市街地の空き家や空き店舗の利活用に関する取組を支援することで、地域の活性化を目指すものでありますが、リノベーションによって生まれた魅力的な店舗が観光客などの来街目的となるよう、インバウンドも含めた幅広い層への情報発信について要望いたしました。

また、長野駅前で計画されている再開発事業については、居住人口のみならず交流人口の増加に寄与するものですが、建設資材や人件費の高騰などによる事業費の増加が見込まれることから、施行者が行う事業費の低減策検討に当たり、必要な指導・助

言を行うとともに、丁寧な情報提供を行うよう要望いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年6月定例会 総務委員会委員長報告

31番 若林 祥でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

総務委員会に付託されました8件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

議案第67号 令和7年度長野市一般会計補正予算のうち、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費について申し上げます。

バス路線廃止に伴う対応についてであります。

本議案は、長電バス、アルピコ交通が運行する市内バス路線の廃止に伴い、本年10月から運行する乗合タクシーや、来年4月から運行する市営バスなどの経費を計上したものです。

バス路線廃止に伴う今回の対応は、時間的猶予がない中で、地域やバス事業者等と調整を行い、示された代替案であると理解しています。

つきましては、今後も、関係者と協議を重ね、状況に応じて運行方法の見直しを行うなど、柔軟性を持って対応するよう要望いたしました。

また、廃止路線に限らず、市全域において、市民がバスを身近に感じ、乗って残そうと感じてもらえるような利用促進策を併せて検討するよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第4号 2024年人事院勧告の寒冷地手当見直しに関わる国あて意見書の提出を求める請願及び請願第7号 地方財政の充実・強化を求める国あて意見書の提出を求める請願、以上2件の請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第5号 消費税率の恒常的かつ大幅な引き下げを求める請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「現在の税制には大企業優遇という大きなゆがみがある。大企業が負担することが公平な税の在り方ではないか。」「消費税は、物価が上昇している中で、生活に苦しむ人にも等しくかかるため、下げるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「消費税は、社会保障制度の貴重な財源であり、代替財源が示されない中での減税はすべきでない。」「本市においても、消費税は社会保障関係経費において必要な財源であり、行政サービスを低下させないという点で重要である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第6号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書提出についての請願について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「インボイス制度開始後、複雑な制度による膨大な事務負担がフリーランスや小規模事業者に重くのしかかっている。」「インボイス制度の継続は、小規模事業者の減少に拍車をかけ、地域経済の衰退につながるおそれがある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「インボイス制度は、複数税率下での適正な課税を確保するために必要な制度である。」「制度廃止ではなく、丁寧に現場の声を聞きながら制度の周知や改善を行い、よりよい形で運用していくべきである。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和7年6月定例会 福祉環境委員会委員長報告

36番 寺沢 さゆりでございます。

私から、本市議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました議案及び請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

福祉環境委員会に付託されました2件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、保健福祉部の所管事項について申し上げます。

令和9年度を初年度とする第五次長野市地域福祉計画についてであります。

2040年に向けて高齢者の増加と地域福祉の担い手の減少が見込まれる中、生活支援体制の整備が重要であることから、これまで負担が大きいとされていた地域福祉ワーカーと生活支援コーディネーターの兼務を分離させ、別々に配置することです。

そこで、次期計画の策定に当たっては、両者を適切に配置し、互いが連携することで、支援体制の強化と業務負担の軽減を図り、地域福祉をより一層推進するよう要望いたしました。

次に、こども未来部の所管事項について申し上げます。

子どもの体験・学び応援事業についてであります。

年間を通した事業が1年目を終えて、登録及び利用状況を見ると、登録していない、あるいは登録していても実際には利用していない子供たちが一定数存在しています。

そこで、こうした状況に対して、利用していない要因等を分析するとともに、地域コーディネーターが各家庭の状況に寄り添いながら柔軟なアプローチを行うなど、より多くの子供たちが利用できる事業とするよう要望いたしました。

最後に、請願の審査について申し上げます。

請願第8号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める請願

について申し上げます。

本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、意見聴取等を行いました。

まず、採択すべきものとして、「高額療養費の自己負担上限額の引上げは患者やその家族の生活に影響を及ぼし、医療のセーフティーネットを壊すおそれがある。国民の切実な願いとして請願者の願意を尊重すべき。」、「高額療養費は重篤な患者にとって命綱であり、自己負担上限額の引上げは治療継続の断念や受診抑制を招くおそれがあることから、これを防ぐ必要がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「高額療養費の自己負担上限額の引上げについては、慎重な議論が求められており、国民や患者の声を十分に反映する必要がある。そのため、政府は患者団体を含む専門委員会で議論を進めていることから、その動向を注視すべき。」、「請願の趣旨には理解を示しつつも、全世代型社会保障の実現や将来の医療財政の持続可能性、適正な負担の見直しという観点から、引上げを行わないと断定することには慎重な姿勢が求められる。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。